

(参考) 大阪市保育料金額表 2・3号認定(保育認定) 令和4年9月現在 訂正版 (月額、単位:円)

正) 子どもが属する世帯の状況「令和4年度分(令和4年4月から令和4年8月までの間にあっては令和3年度分)」

誤) 子どもが属する世帯の状況「令和3年度分(令和3年4月から令和3年8月までの間にあっては令和2年度分)」

階層 区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定	
				多子軽減2人目		多子軽減2人目
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の令和4年度分(令和4年4月から令和4年8月までの間にあっては令和3年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和4年度分(令和4年4月から令和4年8月までの間にあっては令和3年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
第8	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650
第10	同一世帯の保護者等全員の令和4年度分(令和4年4月から令和4年8月までの間にあっては令和3年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	77,101円以上 79,000円未満	21,500	10,750	21,300	10,650
第11		79,000円以上 97,000円未満	24,900	12,450	24,700	12,350
第12		97,000円以上 115,000円未満	28,300	14,150	27,900	13,950
第13		115,000円以上 133,000円未満	32,700	16,350	32,300	16,150
第14		133,000円以上 169,000円未満	39,400	19,700	39,000	19,500
第15		169,000円以上 211,201円未満	45,100	22,550	44,500	22,250
第16		211,201円以上 217,000円未満	45,100	22,550	44,500	22,250
第17		217,000円以上 256,000円未満	50,700	25,350	50,100	25,050
第18		256,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,400	26,200
第19		301,000円以上 358,000円未満	59,200	29,600	58,600	29,300
第20		358,000円以上 397,000円未満	61,700	30,850	61,100	30,550
第21		397,000円以上 432,901円未満	65,900	32,950	65,300	32,650
第22		432,901円以上 536,000円未満	65,900	32,950	65,300	32,650
第23		536,000円以上	70,600	35,300	70,000	35,000

※令和5年4月以降の保育料は上図と変更となる可能性があります。